

(件名) **定年引上げに係る交渉結果**

---

(要旨)

地方公務員法の改正に基づく、令和5年4月1日からの定年の65歳への引上げ、管理職の役職定年制の導入等について、令和4年9月2日に職員組合と最終の部長交渉を行い、下記の内容で合意した。

今後、条例改正等必要な手続きを進めていく。

記

1 職員組合との合意事項 ※任期を定めて任用される職員を除く

(1) 定年年齢の段階的引上げ

令和5年度から2年に1歳ずつ、段階的に60歳から65歳へ引き上げる。

また、現行65歳となっている医師及び歯科医師については、段階的に70歳へ引き上げる。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

組織の新陳代謝を確保し組織の活力を維持するため、管理監督職の職員を60歳以後、管理監督職以外の職に降任する制度を導入する。

※医師・歯科医師等は適用対象外

○ 役職定年制の対象となる管理監督職、降任後の職（一般行政職の場合）

60歳時の職が課長代理・出先課長（6級）以上の職員については、役職定年後、班長・主幹（5級）に降任させる。

(3) 定年前再任用短時間勤務制度の導入

60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について短時間勤務の職に任用することができる制度を導入する。

(4) 現行再任用制度の廃止及び暫定的な措置

現行の再任用制度を廃止するとともに、定年が段階的に引き上げられる経過期間（令和13年度末まで）において、定年退職後、65歳まで再任用を可能とする暫定的な仕組みを措置する。

## (5) 情報提供・意思確認制度の導入

職員に対し、60歳に達する日以後に適用される任用、給与、退職手当等に関する情報を提供し、60歳以降の勤務の意思を確認する制度を導入する。

※医師・歯科医師等は適用対象外

## (6) 60歳を超える職員の給与

60歳を超える職員の給料月額を、60歳前の7割水準に設定する。

給料月額が7割となることを踏まえ、一部の手当についても、60歳前の7割水準に設定する。

※医師・歯科医師等は適用対象外

## (7) 退職手当に係る措置

60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、定年による退職と同様に退職手当を算定する。

また、給料月額が7割に減額される場合、減額前の期間に係る退職手当の算定においては、減額前の給料月額を用いる。

## (8) 高齢者部分休業制度の導入

令和5年4月1日から、高齢職員の多様な働き方を確保するため、定年前5年間を取得可能期間とする高齢者部分休業制度を導入する。

## (9) 職員採用の方針

令和14年度まで、2年に一度しか定年退職者が生じないため、安定的な人材の確保の点から、当該期間中においては退職者補充を原則としつつ、採用者数について一定程度の平準化を図る。